

【学生および職員の対応について】

(第2版 2020-03-09)

1. 学内で感染疑い者（学生、教職員）が出たら
 - ① 即時帰宅させる
 - ② 自宅待機で届出チャートに従う（別添届出チャート参照）
 - ③ 教務課または人事課、保健センターにその旨を連絡

2. 学生（教職員）に感染疑い者が出たら
 - ① 自宅待機（各学部部署で対応、または保健センターが説明）
 - ② 症状を確認し、基本方針2（健康管理）および基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う
 - ③ 自宅待機になったなら、届出チャートに従う（別添届出チャート参照）

3. 学生（教職員）に感染者が出たら
 - ① 該当者が濃厚接触している可能性を確認
 - ② 濃厚接触者については、基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う
 - ③ 自宅待機および入院になったなら、届出チャートに従う

4. 学生（教職員）の家族（同居者）に感染疑い者が出たら
 - ① 生活する部屋を分け、マスク、手洗いを徹底する
 - ② 感染疑い者の臨床症状が4日以上になった場合は COVID-19 感染検査を勧める。陽性なら学生または教職員は濃厚接触者と判断され、基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う
 - ③ 陰性なら、そのまま様子を見る

5. 学生（教職員）の家族（同居者）に感染者が出たら
 - ① 濃厚接触者と判断する
 - ② 基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う
 - ③ 自宅待機および入院になったなら、届出チャートに従う

6. 臨床実習先に感染者または感染疑い者が出たら
 - ① 該当患者との接触状況を確認
 - ② 基本方針の2（健康管理の③）に該当する場合は濃厚接触者と判断し、基本方針の3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う。自宅待機の際は届出チャートに従う
 - ③ 基本方針の2の③以外では、基本方針2（健康管理の①、②）に従う。症状がなくても、場合によっては数日間の自宅待機（登学・登校停止、出勤停止）を指示（保健センター判断）

新型コロナウイルス感染または感染疑い者の届出チャート

